

農業者戸別所得 補償制度の 概要

「食」と「地域」の再生に向けて

～平成23年4月から本格実施!!～



はじめに

農業者戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策です。同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのものです。

平成22年に実施した水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、平成23年4月から畑作物にも対象を拡大して本格実施しました。

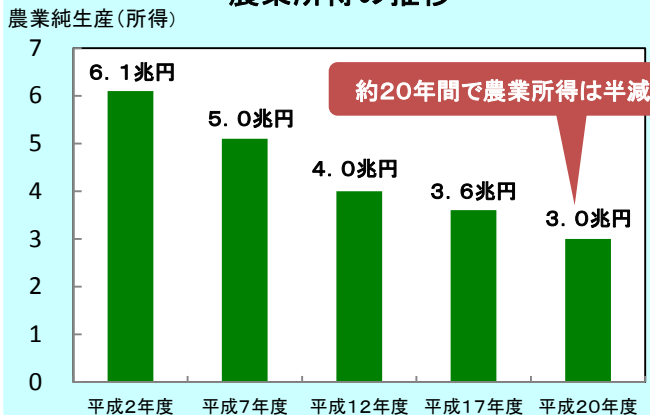
I	我が国農業・農村が直面する現実	3
II	農業者戸別所得補償制度の概要	6
III	畑作物の所得補償交付金	8
IV	水田活用の所得補償交付金	1 1
V	米の所得補償交付金	1 4
VI	米価変動補てん交付金	1 5
VII	各種加算措置	1 7
VIII	新規需要米・加工用米の横流れ防止措置	2 1
IX	対策の加入申請・交付手続き	2 3
X	交付金の交付スケジュール	3 1
XI	農業者戸別所得補償制度の実施体制	3 2
XII	農業経営基盤強化準備金制度	3 3
参考	農業者戸別所得補償制度による経営改善	3 4

I 我が国農業・農村が直面する現実

農業・農村の現状と国際価格の上昇

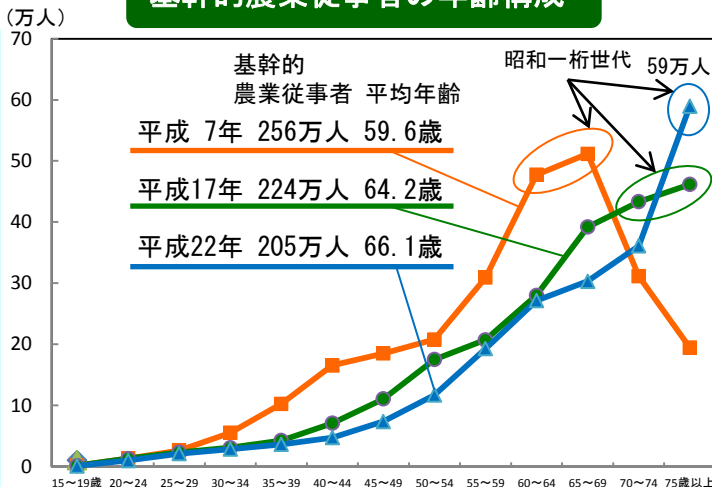
- 我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況にあります。安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。
- 一方、穀物等の国際価格は、途上国の経済発展による食糧需要の増大等を背景として上昇基調にあります。2008年に最高値をつけた後一旦低下しましたが、世界各地で異常気象が続き、再び価格は上昇しており、予断を許さない状況です。

農業所得の推移



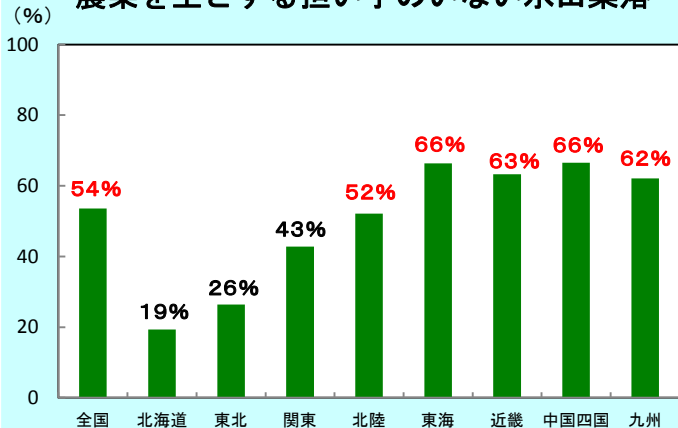
資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

基幹的農業従事者の年齢構成



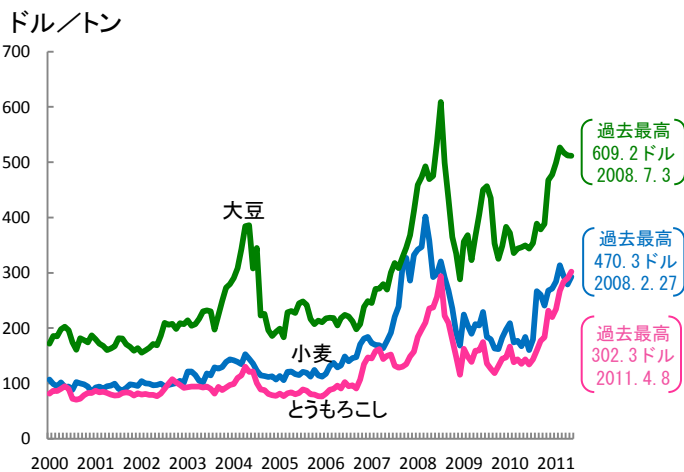
資料：農林水産省「農林業センサス」
注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

農業を主とする担い手のいない水田集落



資料：農林水産省「2010年農林業センサス」（組替集計）

穀物等の国際価格の動向

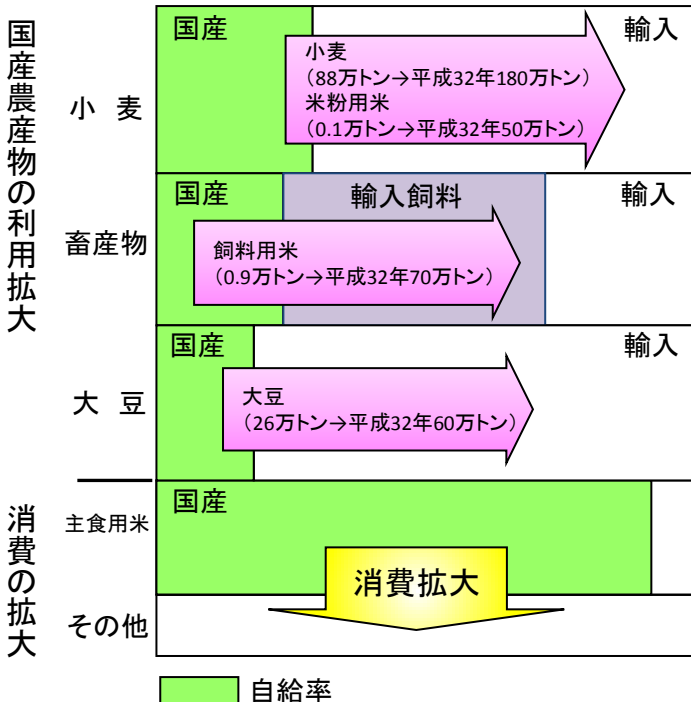
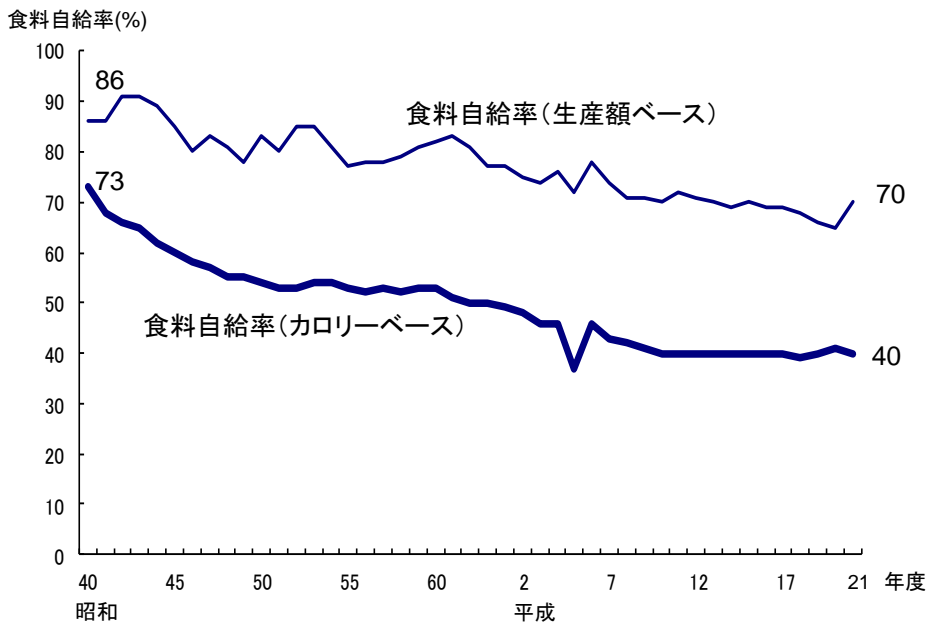


注：シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。

食料自給率の向上

- ・ カロリーベースの食料自給率40%は、主要先進国の中で最低の水準です。近年は横ばいで推移していますが、長期的には低下傾向です。いま私たちが食べている食物の約6割は海外からの輸入に頼っています。
- ・ こうした中、平成22年3月30日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、平成32年度までに食料自給率を50%に引き上げるという意欲的な目標を掲げています。
- ・ この達成に向けて、生産面、消費面の取組が必要です。特に生産面では、農地を最大限活用し、米粉用・飼料用米、麦、大豆等の土地利用型作物の生産の拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上、耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保が重要です。

【昭和40年以降の食料自給率の推移】

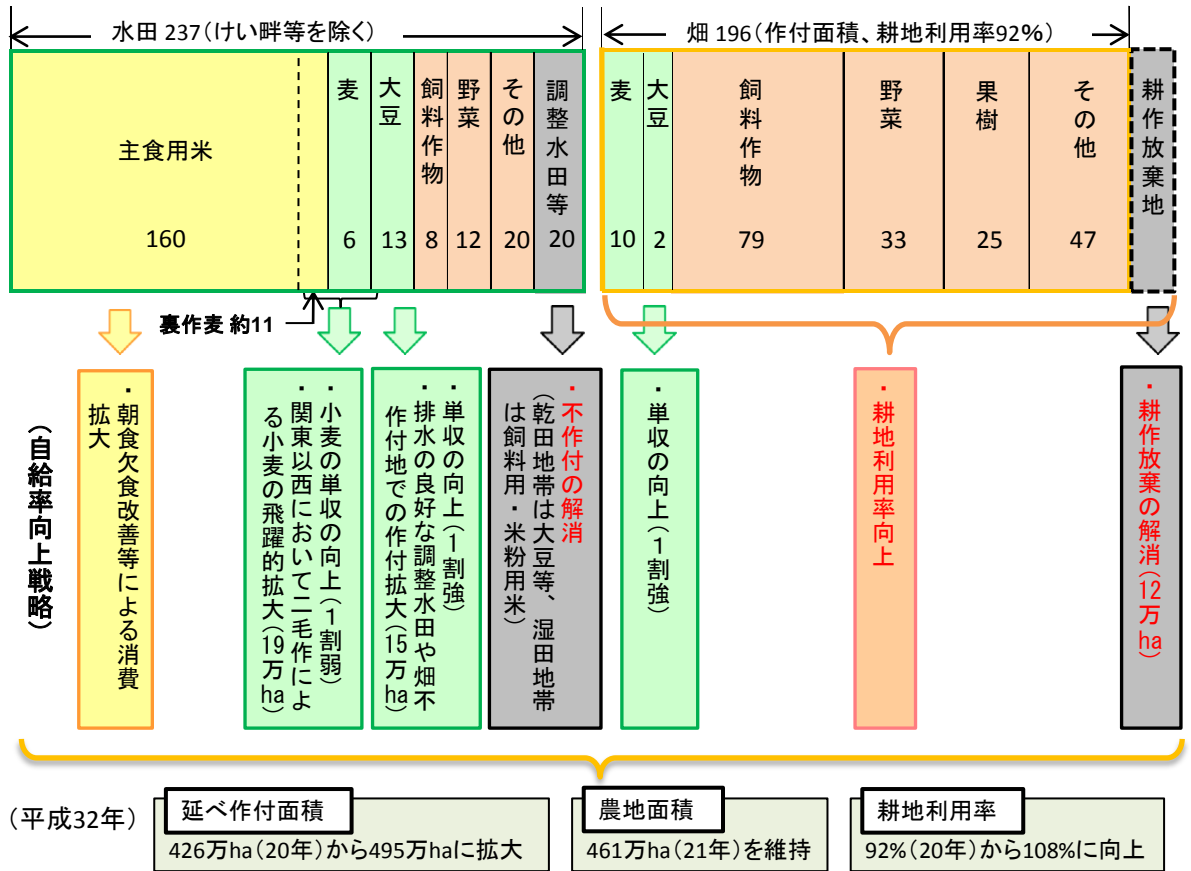


関係者の最大限の努力と
政府の下支え

共通	・ 戸別所得補償制度の導入、農業・農村の6次産業化等
小麦	・ パンなどの小麦製品について、国産小麦、米粉の使用割合を引き上げ(1割→4割)
畜産物	・ 飼料自給率の向上(26%→38%)
大豆	・ 豆腐、納豆などについて、国産食用大豆の使用割合を引き上げ(3割→6割)
主食用米	・ 朝食欠食1,700万人の改善等で米の消費拡大
その他	・ 輸出の促進(1兆円) ・ 油の摂りすぎの抑制

農地利用からのアプローチ

(平成20年、単位：万ha)



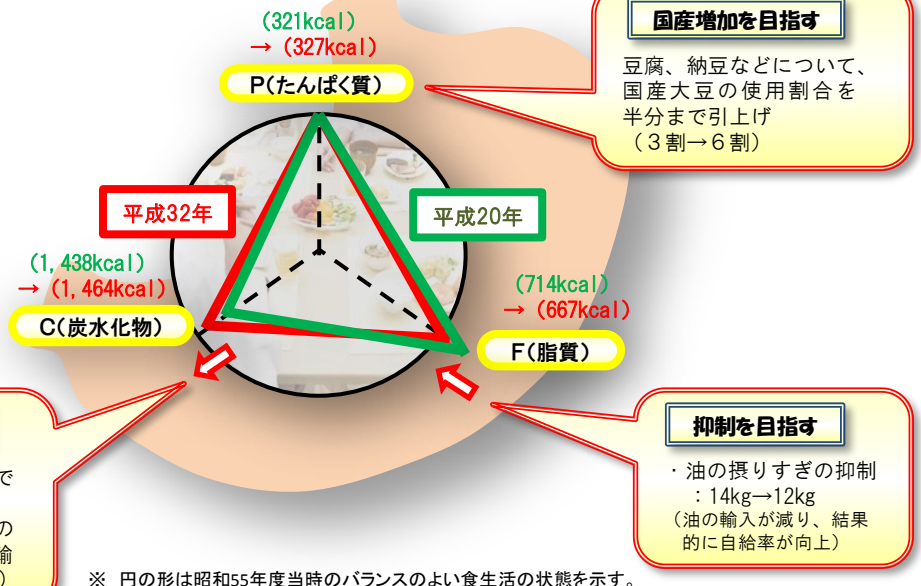
消費面からのアプローチ

平成20年度

- 油の摂りすぎ、炭水化物不足

平成32年度

- 人口は128百万人から123百万人に4%減少
- 1人当たり熱量は高齢化で2,473kcalから2,458kcalに若干減少



Ⅱ 農業者戸別所得補償制度の概要

目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する。

畑作物の所得補償交付金

数量払

(2,123億円)【水田・畑地共通】

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	6,410円/トッ
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トッ
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

注1：小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に **2,550円/60kg**を加算

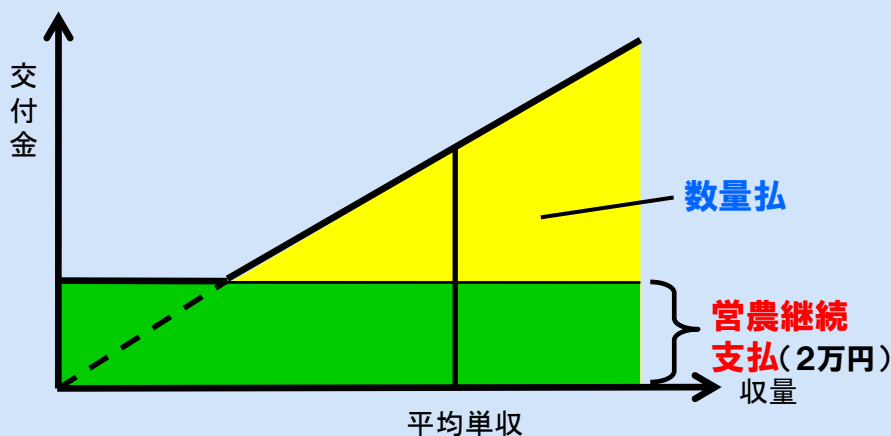
注2：交付単価の10a当たりの面積換算値では、平成22年産の水田・畑作経営所得安定対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

面積払(営農継続支払)

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a

<畑作物の所得補償交付金のイメージ>



加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず、農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

対象作物

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- 水田については、水田活用の所得補償交付金として、上記の作物に加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

水田活用の所得補償交付金

戦略作物助成

(2,284億円)

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

二毛作助成

1.5万円/10a

耕畜連携助成

1.3万円/10a

産地資金（予算枠481億円）

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

米の所得補償交付金

(1,929億円)

1.5万円/10a

米価変動補てん交付金

(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合（**休閒緑肥**）に、**1万円/10a**を交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、法人化に要する事務経費として、**40万円を定額**で交付

推進事業

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村、協議会等に対して必要な経費を助成

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みです。

【交付対象者】

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

※ 販売農家については、販売実績がある者

※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売經理を行っているもの

1 数量払

(1) 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの**当年産の出荷・販売数量**

注：種子用麦、ビール用麦、種子用大豆、黒大豆などは対象となりません。

(2) 交付単価(全国一律)

全算入生産費をベースに算定した**標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分**を単位重量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。

※ 営農継続支払を受けた方は、その交付額を控除して支払います。

(参考)旧制度の単価との比較

	戸別所得補償		(参考)旧制度	
	数量単価	(参考)面積換算	数量換算	面積換算
小麦	6,360 円/60kg	43,700 円/10a	6,250 円/60kg	40,400 円/10a
二条大麦	5,330 円/50kg	37,600 円/10a	4,450 円/50kg	32,200 円/10a
六条大麦	5,510 円/50kg	34,200 円/10a	4,350 円/50kg	28,000 円/10a
はだか麦	7,620 円/60kg	40,000 円/10a	6,430 円/60kg	35,700 円/10a
大豆	11,310 円/60kg	38,300 円/10a	8,540 円/60kg	28,900 円/10a
てん菜	6,410 円/ t	40,300 円/10a	7,170 円/ t	41,300 円/10a
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600 円/ t	51,500 円/10a	12,160 円/ t	52,900 円/10a
そば	15,200 円/45kg	22,600 円/10a	—	—
なたね	8,470 円/60kg	32,000 円/10a	—	—

(3) 品質に応じた加算

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450円	5,950円	5,800円	5,740円	5,290円	4,790円	4,640円	4,580円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ **パン・中華麺用品種**については、上記の単価に **2,550円/60kg**を加算。

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,390円	4,970円	4,850円	4,800円	4,530円	4,110円	3,980円	3,930円
六条大麦 (50kg当たり)	5,880円	5,460円	5,330円	5,280円	4,850円	4,430円	4,310円	4,260円
はだか麦 (60kg当たり)	7,890円	7,390円	7,240円	7,150円	6,320円	5,820円	5,670円	5,590円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

糖度：てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	18.0%	→ (0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外・ 未検査
そば	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	8,680円	7,940円

2 営農継続支払

(1) 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの**前年産の生産面積**

- ※ 前年産の生産面積は、農業者の前年産の生産数量（前年産の数量払の対象数量を基本）を都道府県の実単収で換算した面積とします。
- ※ 当年産の生産数量目標を都道府県の平均単収で換算した面積の方が小さい場合には、その面積が交付対象面積になります。

(2) 交付単価

農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費が賄える水準

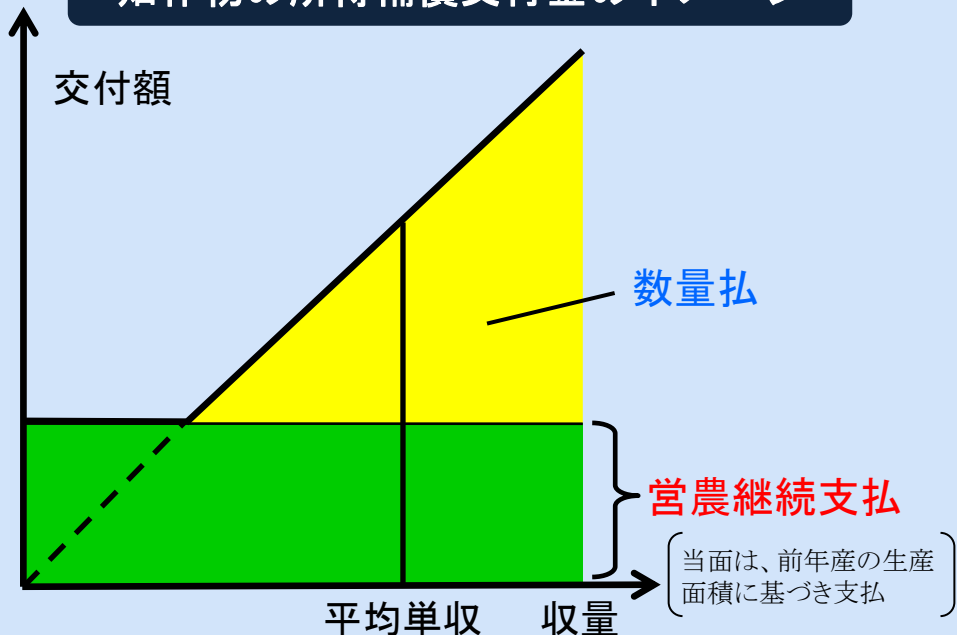
2.0万円 / 10a（畑作物共通）

- ※ 営農継続支払を受けない者には、当年産の出荷・販売数量の確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

(3) 交付対象者

数量払の交付申請を行う者であって、前年産の生産面積がある者

畑作物の所得補償交付金のイメージ



数量払の交付対象数量が、対象作物ごとに設定した生産数量目標の2分の1に達しない場合には、その理由を提出していただきます。捨て作りと判断される場合は、営農継続支払いの交付金を返還していただくことになります。

23年度予算額 2,284億円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

※ 米の生産数量目標の達成にかかわらず交付の対象となります。

2 交付単価・助成対象等

（1）戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円／10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円／10a

（2）二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物、または戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

1.5万円／10a

対象となる作付けパターン（例）

作付けパターン	交付金額（10a当たり）
主食用米 + 麦	（米所得補償） + 1.5万円
主食用米 + 飼料用米	（米所得補償） + 1.5万円
大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
なたね + そば	2.0万円 + 1.5万円
米粉用米 + 麦	8.0万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	8.0万円 + 1.5万円

対象とならない作付けパターン（例）

作付けパターン	交付金額（10a当たり）
大豆 + 野菜	3.5万円 -
麦 + 野菜	3.5万円 -
米粉用米 + 野菜	8.0万円 -

(3) 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（わら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成します。

1.3万円/10a

助成対象

①～③の取組に助成します。

(①～③の取組の同一ほ場での重複助成はできません)

① わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用



〈取組要件〉

○子実及び稲わらが飼料又は飼料の種苗として利用されること 等

② 粗飼料生産水田での放牧



〈取組要件〉

○放牧頭数が成牛換算で2頭以上 (ha当たり)
○延べ放牧日数が180頭日以上 (例：2頭×90日＝180頭日) 等

③ 粗飼料生産水田への堆肥の散布



〈取組要件〉

○たい肥は水田粗飼料作物を給与した家畜由来のものであること
○自己のたい肥でないこと
○自己の散布でないこと
○散布量が2t又は4立米/10a以上であること 等

交付対象者

耕畜連携の取組を行う水田において、飼料作物等を生産する農業者（耕種農家）が対象となります。



3 産地資金

- ・ 地域の実情に即して、麦、大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、地域振興作物、備蓄米の生産を支援します。
- ・ また、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能としています。

基本的運用

- 国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、都道府県が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定します。
- 都道府県の判断によっては、地域農業再生協議会に枠を配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することも可能としています。
- 交付金は国から各農家に直接交付します。

助成内容の設定

助成内容は以下のルールに即して設定します。

- ① 戦略作物に対する助成については、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること
- ② 農業者戸別所得補償制度における加算措置の効果を損なうような助成としないこと（例：品位の低いもののみへの加算）
- ③ 主食用米、輸出用米及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと
- ④ 畑地を対象とする場合の対象作物は、畑作物の所得補償交付金の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）とし、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること

<水田における用途の例>

- ・ 麦、大豆などの戦略作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
- ・ 集落営農に対する支援
- ・ 生産性向上に向けた技術導入に対する支援
- ・ 地域農業の振興を図る上で重要な作物（野菜・花き等）に対する支援
- ・ 備蓄米に対する支援 等

<畑地における用途の例>

- ・ 単収、品質の安定・向上に向けた新品種、技術導入に対する支援

- ・ 栽培方法や肥培管理が不適切な場合など、捨て作りと判断される場合には交付金は支払えません。
- ・ また、米粉用米、飼料用米については、当年産の出荷・販売数量が当初契約数量の8割に満たない場合には、その理由を提出していただきます。捨て作りと判断される場合は、交付金は支払えません。

23年度予算額 1,929億円

米の生産数量目標に従って生産（耕作）を行った販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

1 交付対象者

米の生産数量目標（面積換算値）に従って、販売目的で生産（耕作）を行った販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は当然加入面積未満の者等は販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

2 交付対象面積

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定（種子、醸造用玄米は10a控除の対象外）

- ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

3 交付単価（全国一律）

1.5万円／10a

※ 交付単価はモデル対策で算定した額

- ※ 標準的な生産費は、米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年（平成14年産から20年産）中庸5年の平均により算定
- 標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年（平成18年産から20年産）の平均から流通経費等を除いて算定

4 「調整水田等の不作付地の改善計画」の扱い

米の所得補償交付金を受ける方が、調整水田等の不作付地を有している場合は「不作付地の改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける仕組みを継続します。ただし、モデル対策で市町村の認定を受けた方は、新たに発生した不作付地のみ作成して下さい。

地域農業再生協議会における不作付地の解消に向けた取組とセットで「不作付地の改善計画」の達成を推進します。

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）を行った販売農家・集落営農に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

1 交付対象者

米の所得補償交付金の交付対象者

2 交付対象面積

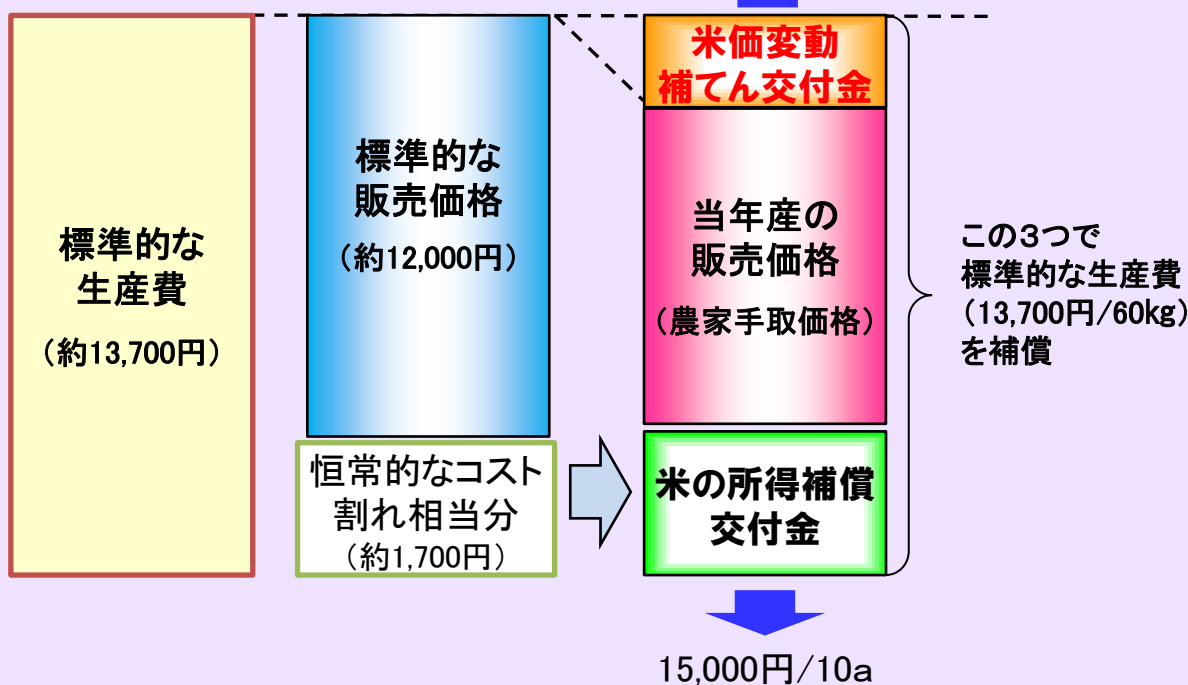
米の所得補償交付金の交付対象面積

3 交付単価（全国一律）

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」（平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均から流通経費等を控除）を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定します。

「当年産の販売価格」は、**出来秋から翌年3月までの相対取引価格の平均から直近の流通経費等を控除したもの**を使用することとし、交付金は**翌年の5～6月頃**に支払います。

全国一律単価による面積払



(参考)米と戦略作物における所得比較 (10アール当たりのイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入 ①	戸別所得補償交付金			収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)
		②	うち 畑作物	うち 水田活用				
小麦	12	79	44	35	91	45	46	4
大豆	21	73	38	35	94	42	52	8
米粉用米	25	80	—	80	105	62	43	27
飼料用米	9	80	—	80	89	62	27	27
わら利用の場合	9	93	—	93	102	62	40	27
そば	25	43	23	20	68	27	41	5
なたね	38	52	32	20	90	37	53	8
主食用米 (需給調整参加)	106	15	—	—	121	80	41	27
主食用米 (需給調整非参加)	106	—	—	—	106	80	26	27

注1) 主食用米、小麦、大豆は、平成19年産生産費統計(全階層平均、主産物)を用いて算定

注2) 米粉用米、飼料用米は、取組事例のデータを用いて算定

注3) なたね、そばの経営費は、平成21年産生産費統計(販売収入は平成21年産の実勢価格)を用いて算定

注4) 米粉用米、飼料用米の経営費は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除

1 規模拡大加算

農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を設定した農地の面積に応じて、農地の受け手に交付されます。

2. 0万円／10a

(注1) 交付を受ける年度の4月1日から2月末日までに公告が行われた利用権の設定で、存続期間6年以上のものが対象となります。

(注2) 農振農用地区域内の農地が対象となります。

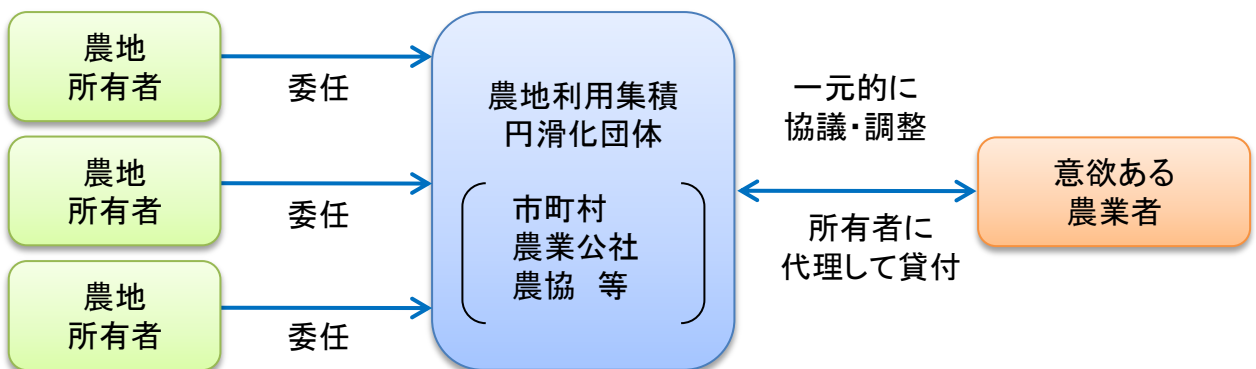
米の生産数量目標に従っていない方が主食用米を生産する農地は交付対象となりません。

特例措置

平成23年度については、農業者戸別所得補償制度の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を栽培する農地については、本制度への加入・非加入にかかわらず特例的措置として交付対象とします。

農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業とは、各市町村に設立された農地利用集積円滑化団体が農地の所有者から貸付け等の委任を受け、農地を面的にまとめて意欲ある農業者に貸付け等を行うものです。

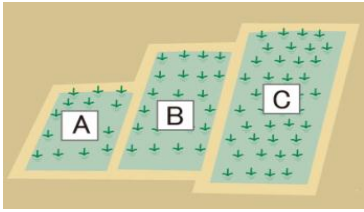
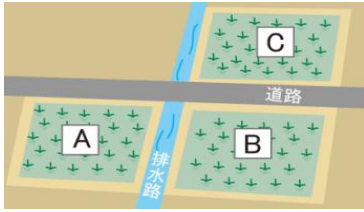
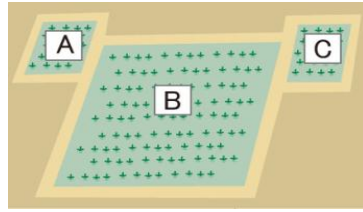
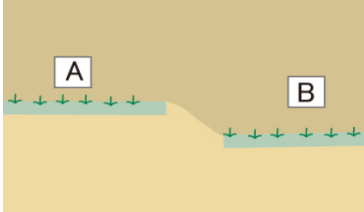
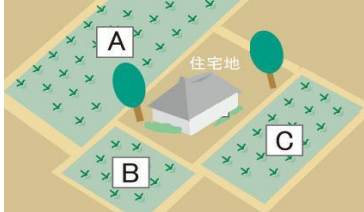


※ 規模拡大・面的集積を希望する農業者の方は、多数の農地所有者と交渉しなくても、農地利用集積円滑化団体と協議することで、規模拡大・面的集積を実現できます。

規模拡大加算における面的集積とは

同一の農業者によって経営（農作業受託は除く）される2筆以上の農地がまとまりを構成しているものをいいます。また、1筆であっても1ha以上の面積を有する農地については、面的集積していることとします。

2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①  2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
- ②  2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの
- ③  2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの
- ④  段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
- ⑤  2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- ※ 既経営農地から離れていても、新たに利用権を設定する農地が2筆以上のまとまりをもって構成されている場合は対象となります。

上記のほか、地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるものは面的集積とみなされます。

例えば、

- ① 同じ進入路に面した2筆の農地の間に、1筆の農地が存在しているもの
- ② 2筆の農地の進入口の間の距離が、どちらかの農地の一辺の長さ以下、もしくはおおむね100m（標準ほ場の一辺）以下のもの
- ③ 農道及び用排水路により囲まれた区域内に存在する2筆以上の農地 など

申請手続き

規模拡大加算については、農業者戸別所得補償交付金の交付申請とは別に「規模拡大加算交付申請書」を作成し、2月末日までに地域農業再生協議会に提出してください。

※ 交付申請は7月以降もできます。

2 再生利用加算

耕作放棄地を解消して麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合に、その作付面積に応じた加算金を最長で5年間交付します。

交付対象

市町村・農業委員会により「耕作放棄地」と整理された農地のうち畑の耕作放棄地及び市町村が認定した「調整水田等の不作付地の改善計画」において、本人に作付けの意思がない農地のうち畑転換するものが対象となります。

交付単価

- ① 平地：2.0万円／10a
- ② 条件不利地：3.0万円／10a

「条件不利地」は、中山間地域等直接支払制度の集落協定又は個別協定に位置づけられた農地です。

加算金の交付を受け始めて5年以内に対象作物以外の作物に切り替えた場合には、加算による支援は終えることとなります。

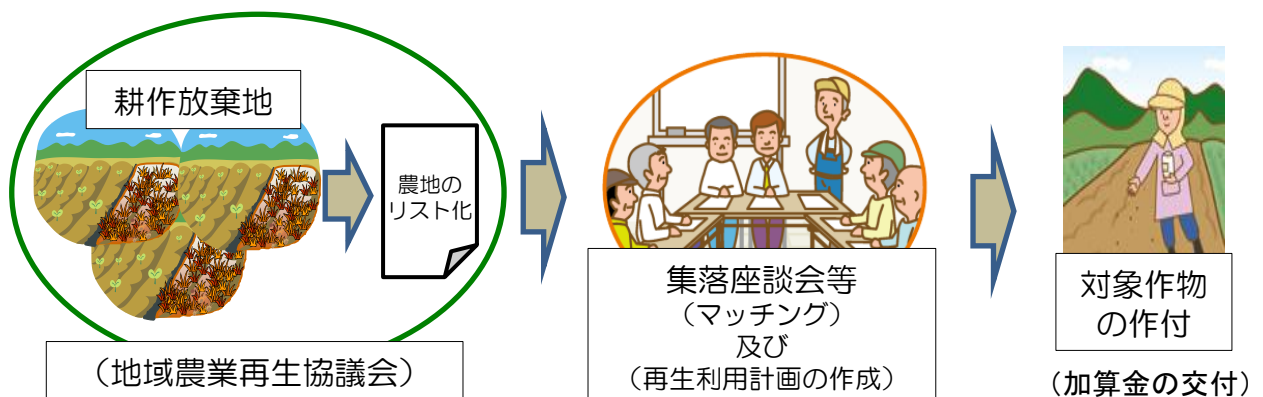
交付対象者

「耕作放棄地の再生利用計画」に掲載された農業者のうち、畑作物の所得補償交付金の交付申請者であって、対象となる農地に「麦、大豆、そば、なたね」を作付けた者が対象となります。

「耕作放棄地の再生利用計画」の作成

地域農業再生協議会は、対象となる農地を取りまとめた「耕作放棄地の再生利用予定リスト」を作成し、そのリストに基づき、農業者とマッチングできた耕作放棄地の情報を取りまとめて、**生産年の6月30日までに「耕作放棄地の再生利用計画」を作成**します。

耕作放棄地の再生利用のイメージ



※ 抜根、障害物除去、整地作業などが必要な農地については、別途「耕作放棄地再生利用対策」で支援します。

3 緑肥輪作加算

畑作物の所得補償交付金の対象作物が前年に栽培された畑地のうち、当年にほかの作物の収穫・販売を行わずに地力の維持・向上のために緑肥作物を栽培し、収穫せずに畑地にすき込む場合において、その面積に応じた加算金を交付します。

交付単価

1.0万円／10a

交付対象者

畑作物の所得補償交付金の交付申請者であって、休閒緑肥（同一年度内にほかの作物の収穫・販売を行わずに緑肥作物を栽培し、収穫せずに畑地にすき込むこと）に取り組む者が対象です。

交付対象となる緑肥作物

エンバク、イタリアンライグラス、青刈りとうもろこし等の地力の維持・向上効果が高い緑肥作物が対象です。

すき込みの実績報告

緑肥作物のすき込みが終わり次第、緑肥作物をすき込んだ面積、すき込んだ年月日などを記載した「**緑肥輪作加算実績報告書**」を作成し、**地方農政事務所等**に提出してください。

4 集落営農の法人化支援

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、**集落営農が法人化した**場合に助成します。

助成単価

定額40万円

交付対象

平成23年4月1日から平成24年3月10日までに、法人化した集落営農が対象です。

※ 集落営農を経ずに設立された法人については、設立後も集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれる場合は、交付対象となります。

申請手続

「集落営農の法人化支援交付金交付申請書」に、法人設立登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿を添付し、地域農業再生協議会に提出してください。助成金は地域農業再生協議会から支払われます。

※ このほか、農業再生協議会等が、集落営農の経理担当者を養成する活動等を支援します。

VIII 新規需要米・加工用米の横流れ防止措置

新規需要米（米粉用、飼料用）、加工用米を生産するにあたっては、主食用米への横流れを防止するため、以下の点に留意してください。

1 需要者との契約時

契約事項に「平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた収量とする」旨、規定してください。

2 作付時

新規需要米、加工用米のほ場を特定するなどにより、作付面積を確定してください。

主食用米と同一ほ場で同一品種を作付する場合には、新規需要米、加工用米の出荷数量を当年の地域単収で換算するなどにより、面積を確定することが必要です。

⇒ 不適切な取組の場合には、水田活用の所得補償交付金の交付対象から除外されます。

3 収穫－出荷時

主食用米等と区分して管理してください。

- ・ 袋を分けて米粉用米には(粉)、飼料用米には(飼)、加工用米には(加)、と表示してください。
- ・ 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売してください。

⇒ それぞれの用途以外に販売した場合には、改正食糧法に基づき罰則が適用されます。(22頁参照)



新規需要米、加工用米を含め、米、種もみを出荷、販売するときは、その記録を作成し3年間保存してください。

記録事項 品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途 等

⇒ 記録の虚偽記載等があった場合には、米トレーサビリティ法に基づき罰則が適用されます。(22頁参照)

国としての取組

- ・ 生産者と需要者とのマッチングが図られるよう、需要の掘り起こしに努めてまいります。
- ・ 主食用と異なる多収性品種を取り扱う際、乾燥・調製に支障を来さないよう、地域内のカントリーエレベーター等事業者に対し、効率的な運用に関する助言・指導を行ってまいります。

改正食糧法に基づく措置

遵守事項

不正転用による不当利益防止

チェック
 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>
・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

改正食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
(加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示)
 - b. 需要者(需要者団体)に直接販売する必要があります。

注: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

流通ルートの特定

チェック
 出荷・販売の伝票を受領(又は納品書を発行)
 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>
・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

注: 50万円以下の罰金

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地^{※1}、数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載

(参考)米トレーサビリティ法その他の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、商品の容器・包装等への記載により産地を伝える必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>
・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。
・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

米トレーサビリティ法



立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。

交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「農業者戸別所得補償交付金の交付申請に関する誓約事項」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- ・ また、「個人情報の取扱い」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱いの確認」欄のチェック（ 同意する）してください。これにより申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

農業者戸別所得補償交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 農業者戸別所得補償制度の交付金に関する報告や立入検査について、地方農政事務所等から求められた場合には、それに応じます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を5年間保管し、地方農政事務所等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3) 営農計画書に記載した戦略作物（戦略作物助成及び二毛作助成の対象となるもの）について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないことが判明した場合
 - (4) 営農計画書に記載した交付対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない（捨てづくり）ことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (5) 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - (6) 再生利用加算の受領後、特別な事情がないのに、5年以内に対象農地を再び不作付地に戻した場合

様式第1号別添

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の口印にし印を必ずご記入ください。

農業者戸別所得補償交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、農業者戸別所得補償制度の交付金を交付するために、本制度の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報等を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本制度の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要な最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等や、水田・畑作経営所得安定対策のうち収入減少影響緩和交付金の計算や米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、地方農政事務所、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所等必要な最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本制度の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度、耕作放棄地再生利用対策、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、環境保全型農業直接支援対策
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、販売先又は販売の委託先、農業共済組合連合会、農業共済組合等、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等

交付申請書の記載例

様式第1号 23年産

農業者戸別所得補償交付金交付申請書

農林水産大臣 殿

農業者戸別所得補償交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。 申請年月日 23年 6月 15日

交付申請者欄	フリガナ	ノリツ タロウ		申請印
	氏名又は法人・組織名	農林 太郎		(印)
	フリガナ			
	代表者氏名(法人・組織のみ)			経営形態
				<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員) <input type="checkbox"/> 法人
住所	(〒 123-4567) 東京都千代田区霞が関1-2-1			
電話	03 - 1234 - 5678	FAX	03 - 1234 - 5678	
E-mail	abcdefg@abc-abc.ne.jp			

印字されている氏名、住所などを確認していただき、押印してください。(認印でもかまいません) 訂正が必要な場合は訂正してください。

〈担当者記入欄〉

水田・畑作経営所得安定対策への加入状況	交付申請者管理コード	地域協議会等管理コード
平成22年度に「水田・畑作経営所得安定対策」に	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
<input checked="" type="checkbox"/> 加入していた <input type="checkbox"/> 加入していなかった	「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード	
	A 1 2 3 4 5 6 7 8 9	

※平成22年度に「水田・畑作経営所得安定対策」に加入されていた方は、「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書」を必ず添付してください。

別紙の「交付申請の内容(詳細)」をお読みいただき、交付申請するものの欄にレ印を記入してください。

交付申請の内容	別紙の「交付申請の内容(詳細)」をお読みいただき、交付申請するものの欄にレ印を記入してください。
(1) 米の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する
(2) 畑作物の所得補償交付金	
① 数量払	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する(予定)
② 営農継続支払	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する
(3) 水田活用の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する
(4) 規模拡大加算	別様式
(5) 再生利用加算	<input type="checkbox"/> 申請する
(6) 緑肥輪作加算	<input type="checkbox"/> 申請する

申請内容、確認事項にチェックレしてください。

各種確認事項 該当するものの欄にレ印を記入してください。

販売農家であることの確認	調整水田等の不作付け地の改善計画							
農業共済への加入状況(加入予定含む)	市町村への申請状況							
<table border="1"> <tr> <th>農作物共済</th> <th>畑作物共済</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入</td> <td><input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入</td> </tr> </table>	農作物共済	畑作物共済	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入	<table border="1"> <tr> <th>担当者記入欄(市町村の認定状況)</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</td> </tr> <tr> <td>済 未済</td> </tr> </table>	担当者記入欄(市町村の認定状況)	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	済 未済
農作物共済	畑作物共済							
<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入							
担当者記入欄(市町村の認定状況)								
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし								
済 未済								
販売実績	個人情報の取扱いの確認							
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	「個人情報の取扱い」に記載された内容について							
	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する							
農業共済資格団体(適合)	登録済の振込口座の変更							
<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない	<input type="checkbox"/> 変更なし <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり							
※平成22年度「水田・畑作経営所得安定対策」に加入していた方はレ印は不要です。								
※集落営農のみレ印を記入してください。								

環境保全型農業直接支払の申請

申請する予定

〈担当者記入欄〉

【地域協議会等】 【農政事務所】


営農計画書の記載例

様式第2号

農業者

〇〇農政事務所長 殿
 (〇〇農政局長) (地域農業再生協議会長経由)
 内閣府沖繩総合事務局長

平成 年産における農業者戸別所得補償制度の交付金に係る対象作物の作付面積を申告します。

作成者	フリガナ	ノウリン タロウ		フリガナ	
	氏名又は法人、組織名 <small>(〒123-4567)</small>	農林太郎 		代表者氏名(法人、組織のみ)	
住所	<small>(〒123-4567)</small>	東京	千代田区	電話	012 (345) 6789
		霞ヶ関1-2-1		FAX	012 (345) 6789
経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <small>(構成員 人)</small>		交付申請		

印字されている氏名、住所などを確認していただき、押印してください。

耕畜連携助成に取り組む場合は、その取組の種類(1 1わら利用、2 水田放牧、3 資源循環)を記入してください。

農地の番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分	作期	面積(本地面積)		作物作付面積		作物名(注2)	自身消費該当	耕畜連携助成取組の種類(注3)	再生利用加算	
				耕地番号	分筆番号	㎡	a				㎡	a
0001	001 上町1	1	1	1 0 0	1 8	1 0 0	1 8	主食用水稻				
0002	001 上町2	1	1	5 9 8	2	5 9 8	2	主食用水稻(種子生産ほ場)				
0003	001 上町3	1	1	4 5 3	4	4 5 3	4	醸造用玄米				
0004	001 上町4	1	1	2 1 0	7	2 1 0	7	飼料用米		1		
0005	001 上町5	1	1	1 0 0	4	1 0 0	4	自己保全管理				
0006	001 上町6	1	1	1 6 7	4	1 6 7	4	大豆				
0006	001 上町6	1	2	1 6 7	4	1 6 7	4	小麦				
0007	001 上町7	2	1	2 8 2	2	2 8 2	2	小麦				
0008	001 上町8	1	1	2 9 8	4	2 9 8	4	小麦(種子用麦)				
0009	001 中町1	1	1	3 7 2	8	3 7 2	8	飼料作物		2		
0010	001 中町2	1	1	3 0 4	4	3 0 4	4	そば				
0011	001 中町3	2	1	1 9 8	5	1 9 8	5	なたね			H23	1
0012	001 中町4	1	1	2 2 1	8	2 2 1	8	ブルーベリー				
0013	001 下町1	1	1	1 9 4	1	1 9 4	1	ホウレンソウ				
0013	002 下町1	1	1	5 6		5 6		白菜	○			
0014	001 下町2	2	1	1 0 6	4	1 0 6	4	調整水田				
0015	001 下町3	1	2	5 1 0	9	5 1 0	9	エンパク				

小麦と大豆による二毛作に取り組む場合、大豆を基幹作物とし、小麦を二毛作とするときは、大豆の作期を「1」、小麦の作期を「2」と記入してください。

地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

出荷・販売を一切行っていない場合は、○を記入してください。

再生利用加算に取り組む場合は、開始年度と区分(1 平地、2 条件不利地)を記入してください。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください。(事前に記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要なときは訂正してください。)

営農計画書の記入上の主な留意事項

(1) 生産数量目標の記入

- ・ 米及び畑作物の所得補償交付金を受けるためには、米及び畑作物の生産数量目標を設定し、それに従って生産を行う必要があります。
- ・ 営農計画書の「生産数量目標等」の欄に、対象作物ごとの生産数量目標を記入してください。

米の生産数量目標

米については、平成22年産米と同様、生産調整方針作成者又は地域農業再生協議会（地域水田農業推進協議会）から通知されたものが生産数量目標となります。

ブロックローテーション等に合わせて、地域の農業者間で調整することができますので、調整を希望する方は、地域農業再生協議会（市町村、JA等）にご相談ください。
交付金の支払の前提となる作付面積の確認作業を円滑に進めるため、生産数量目標の調整は、6月15日までに終えて、農業者ごとに生産数量目標を確定する必要があります。

畑作物の生産数量目標

畑作物については、麦は播種前契約数量、大豆は出荷・販売契約数量など生産の前提となる数量を生産数量目標として設定します。詳しくは、最寄の地方農政事務所又は地域農業再生協議会へお尋ねください。

(2) 農地の利用計画の記入

- ・ ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください。
- ・ 耕畜連携に取り組む場合には、(①わら利用、②水田放牧、③資源循環)を記入してください。
- ・ 再生利用加算、緑肥輪作加算に取り組む場合も、その取り組みを行うほ場を特定するため必要事項を記入してください。

(3) 新規需要米、加工用米、備蓄米の記入

新規需要米等に取り組む場合は、事前に地方農政事務所に出組計画を提出し認定を受ける必要があります。

水田・畑作経営所得安定対策に加入していた方へ

平成22年度に水田・畑作経営所得安定対策に加入していた方は、必ず提出してください。

様式第6号
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年産について、下記のとおりであることを申し出ます。
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

申出年月日 平成 23 年 4 月 1 日

申出者欄	フリガナ	ノウリン タロウ	印
	氏名又は法人・組織名	農林 太郎	
	フリガナ		
	代表者氏名（法人・組織のみ）		

〈担当者記入欄〉

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

地域協議会等管理コード

平成22年産の加入状況

経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者（個人）	経営面積	田と畑の合計	特例・特認の適用	<input type="checkbox"/> 地域の農地が少ない場合の特例（物理的制約に応じた特例）
	<input type="checkbox"/> 認定農業者（法人）		40,000		<input type="checkbox"/> 地域の生産調整面積の過半を耕作している集落営農組織の特例（生産調整組織に関する特例）
	<input type="checkbox"/> 特定農業団体		m ²		<input type="checkbox"/> 基本構想の目標農業所得の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例（所得に応じた特例）
	<input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の集落営農組織				<input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている
					<input checked="" type="checkbox"/> 特例・特認は適用していない。

本年チェック欄

平成23年産について、上記について

変更ない 変更ある（変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください）

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

法人化等計画書に沿って、法人化への取組みを進めている

農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が 実行できている 実行できていない

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）

加入する 加入しない（加入する場合は、以下に記入してください）

23年産収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん）について、積立金の積立を行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

積立金の積立コースを記載してください。
（該当するものにし印を記入）
なお、今回は意向の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定

20%の減収に対応した積立金を納付予定

（注意事項）

- 対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。
- 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者であることが確認できなかった場合、米穀について補てんが行われません。
- 戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補てん額から控除します。

印字されている氏名、住所などを確認していただき、押印してください。

確認事項にチェック してください。

（注）23年度の「収入減少影響緩和対策」（ナラシ対策）の加入・積立申出の手続きは「農業者戸別所得補償制度」と一体的に行うことになりましたので、この一体化様式をご活用ください。

なお、新規にナラシ対策に加入する場合は、要件確認のための追加の書類が必要となりますので、詳しくはお近くの農政局・農政事務所にお問い合わせください。

交付申請に当たっての添付書類

(1) 販売農家として申請される場合

販売農家として申請される方については、出荷・販売状況が分かる書類（前年産の出荷・販売伝票の写し等）又は農業共済に加入することが確認できる書類を添付してください。

〔注〕米の所得補償交付金のみを受けたい場合で、水稻共済の当然加入面積以上を作付ける方については、当年産の水稻共済細目書異動申告票を共済組合に提出することが原則です。

(2) 集落営農として申請される場合

集落営農で申請する場合は、規約、構成農家名簿、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。

<留意事項>

平成22年度に水田・畑作経営所得安定対策に加入されていた方



「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書」を提出していただきますので、上記（1）、（2）の書類の提出は省略できます。

平成22年度にモデル対策に加入していなかった方やモデル対策に加入していた方のうち振込口座を変更される方



「農業者戸別所得補償交付金振込口座届出書」を提出してください。

ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある場合



「口座名義人に対する委任状」を提出してください。（ただし、モデル対策で既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。）

1 交付金に関するスケジュール（想定）

	平成22年		平成23年												平成24年																	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月												
生産数量目標の設定	23年産米の全国・県別の生産数量目標の決定	市町村別の米の生産数量目標の通知	農業者別の米の生産数量目標通知			都道府県・地域・農業者間調整	農業者別の米の生産数量目標確定（→6/15）			畑作物の目標設定の確認 米の目標設定の確認																						
申請手続 交付金の交付	制度内容の周知活動		交付申請書、営農計画書の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認												数量払の交付			水田活用の所得補償交付金の交付			営農継続支払の交付			米の所得補償交付金の交付			米価変動補てん交付金の交付		

2 交付申請書・営農計画書の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書（生産数量目標の設定ルールに適合した対象作物ごとの生産数量目標、ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入）を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政事務所又は地域農業再生協議会に提出してください。

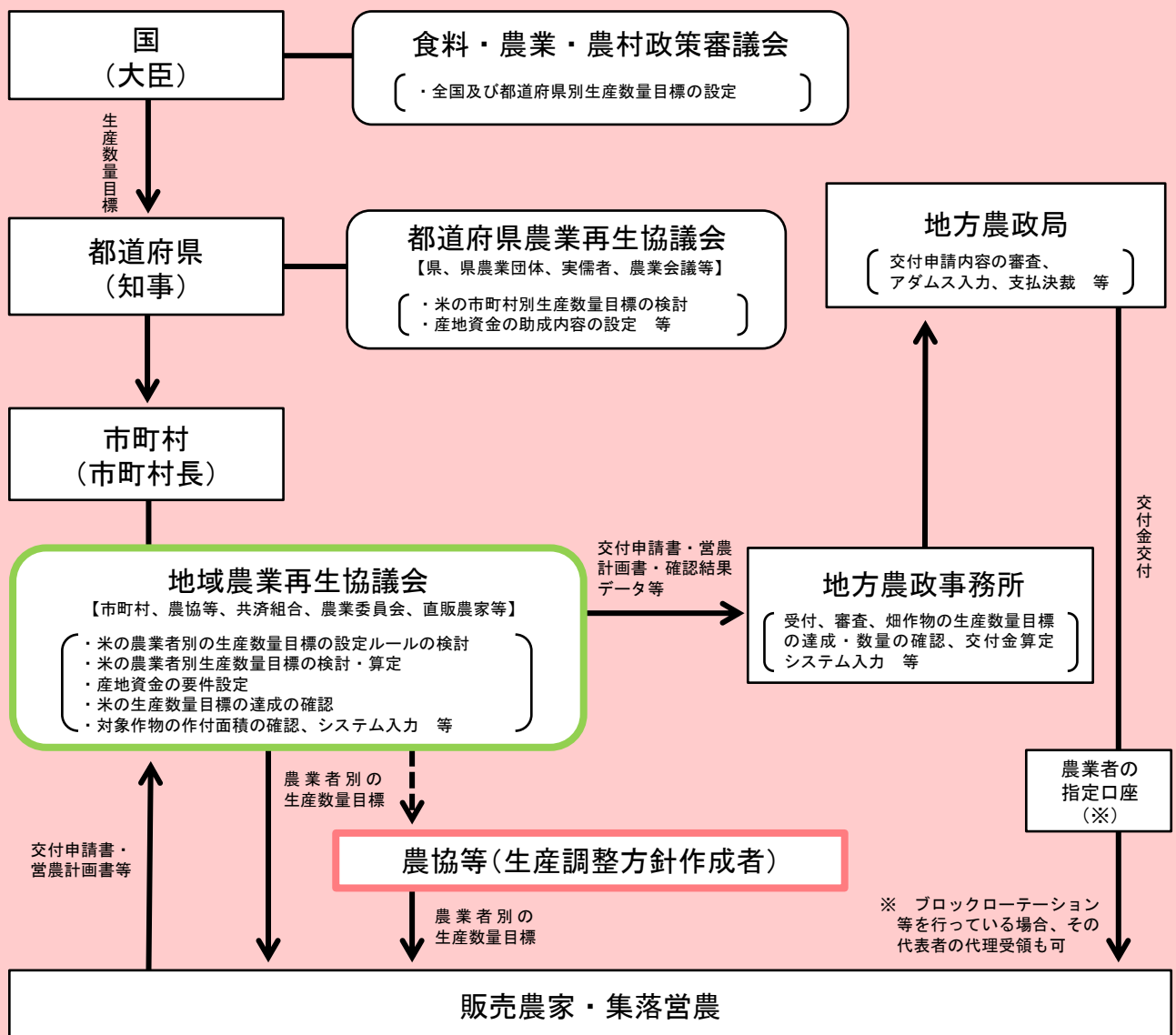
3 交付金の交付時期（想定）

- ① 畑作物の所得補償交付金
 - ア 営農継続支払 : 生産年 8月 ~ 9月頃
 - イ 数量払 うち 麦、そば、なたね : 生産年 11月 ~ 12月頃
 - うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ : 生産年翌年 1月 ~ 3月頃
- ② 水田活用の所得補償交付金 : 生産年 8月 ~ 3月頃
- ③ 米の所得補償交付金 : 生産年 11月 ~ 1月頃
- ④ 米価変動補てん交付金 : 生産年翌年 5月 ~ 6月頃
- ⑤ 再生利用加算 : 生産年 10月 ~ 3月頃
- ⑥ 緑肥輪作加算 : 生産年 10月 ~ 3月頃
- ⑦ 規模拡大加算、集落営農の法人化支援については、別途申請、交付を行います。

XI 農業者戸別所得補償制度の実施体制

(平成23年産の取組)

- ・ 農業者戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図ることを大きな目的としており、国家戦略として取り組むことが必要ですので、麦、大豆等の戦略作物の生産振興や地域農業の振興については行政が主体的に推進していくことが必要です。
- ・ 一方、米の需給調整については、農業者、農業者団体の主体的な取組みが不可欠であること等から、これまでと同様の役割を、農協等に果たしていただくことが必要です。
- ・ このような考え方により、本制度の実施体制については、行政と農業者団体等が協力して推進する体制を構築することとしています。



(参考) 農業再生協議会

農業者戸別所得補償制度では、米だけではなく、麦、大豆等の畑作物も含めた生産数量目標の検討、生産振興等が必要となることを踏まえ、従来の「水田農業推進協議会」の名称を「農業再生協議会」に改めます。

農業再生協議会において、戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていただけるよう、行政と農業団体等が協力して推進する体制の整備をすすめます。

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

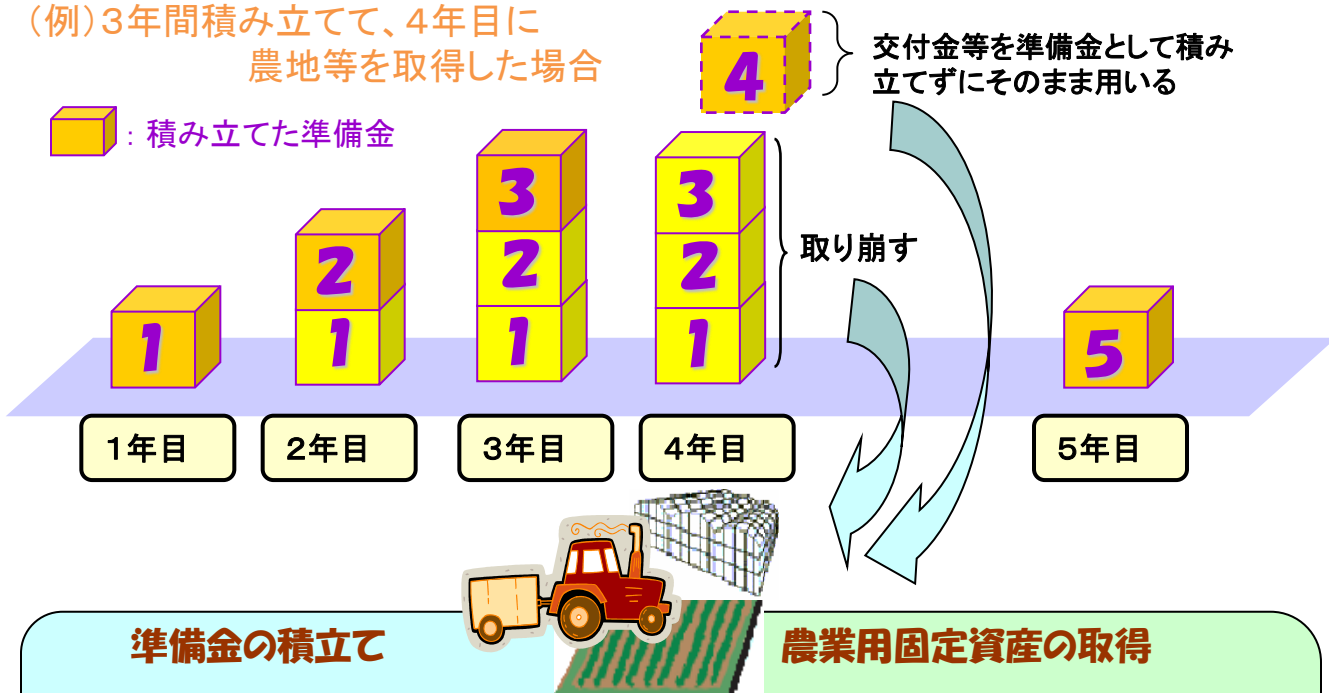
- 農業者が、農業者戸別所得補償制度などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※1できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



交付金等を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積立てない交付金等は、課税対象)

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金等の額

交付金等を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。

全国平均規模の農家の場合

現状の経営

経営面積 1.4ha (米 0.8ha、調整水田 0.6ha)

販売収入 米 90.1万円 …①

補助金収入 0万円

農業経営費 92.6万円 …②

所得
(①-②)

▲2.5万円

兼業収入や年金で
もって補てんしている
状況



制度導入後の経営

経営面積 1.4ha (米 0.8ha、大豆 0.6ha)

販売収入 米 90.1万円
大豆 13.6万円
計 103.7万円 …①

補助金収入 米 10.5万円 (※1)
大豆 44.0万円 (※2、※3)
計 54.5万円 …②

収入計
(①+②) 158.2万円 …③

農業経営費 121.8万円 …④

所得
(③-④)

36.4万円

所得増



(注) 販売収入は、平成21年産生産費統計(全階層平均、主産物)より算定
農業経営費は、平成21年産生産費統計(物財費等)より算定

- ※1 米の所得補償交付金 : 15,000円/10a (自家飯米分10aは対象外)
- ※2 畑作物の所得補償交付金 : 38,300円/10a
- ※3 水田活用の所得補償交付金 : 35,000円/10a

問い合わせ先一覧

(農政局、農政事務所)

都道府県	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道	北海道農政事務所 戸別所得補償制度本格実施グループ	011-642-5479
青森県	青森農政事務所 農政推進課	017-777-3512
岩手県	岩手農政事務所 農政推進課	019-624-1129
宮城県	東北農政局 農業者戸別所得補償制度推進室	022-722-7337
秋田県	秋田農政事務所 農政推進課	018-862-5755
山形県	山形農政事務所 農政推進課	023-622-7247
福島県	福島農政事務所 農政推進課	024-534-4145
茨城県	茨城農政事務所 計画課	029-221-2186
栃木県	栃木農政事務所 農政推進課	028-633-3315
群馬県	群馬農政事務所 戸別所得補償制度推進室	027-221-2685
埼玉県	関東農政局 戸別所得補償対策室	048-740-0124
千葉県	千葉農政事務所 計画課	043-224-5615
東京都	東京農政事務所 計画課	03-3214-7312
神奈川県	神奈川農政事務所 計画課	045-211-7176
山梨県	山梨農政事務所 戸別所得補償制度推進チーム	055-226-6615
長野県	長野農政事務所 農政推進課	026-233-2990
静岡県	静岡農政事務所 農政推進課	054-246-6121
新潟県	新潟農政事務所 農政推進課	025-228-5290
富山県	富山農政事務所 農政推進課	076-441-9307
石川県	北陸農政局 戸別所得補償制度推進室	076-232-4133
福井県	福井農政事務所 計画課	0776-35-3225
岐阜県	岐阜農政事務所 農政推進課	058-271-4044
愛知県	東海農政局 戸別所得補償制度推進室	052-715-5191
三重県	三重農政事務所 農政推進課	059-228-3199
滋賀県	滋賀農政事務所 農政推進課	077-522-4273
京都府	近畿農政局 戸別所得補償制度推進対策室	075-366-0117
大阪府	大阪農政事務所 農政推進課	06-6941-9657
兵庫県	兵庫農政事務所 農政推進課	078-331-9951
奈良県	奈良農政事務所 農政推進課	0742-36-3840
和歌山県	和歌山農政事務所 農政推進課	073-436-3832
鳥取県	鳥取農政事務所 計画課	0857-22-3256
島根県	島根農政事務所 計画課	0852-24-7311
岡山県	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進室	086-230-4256
広島県	広島農政事務所 農業者戸別所得補償制度推進室	082-228-9483
山口県	山口農政事務所 農政推進課	083-922-5405
徳島県	徳島農政事務所 農政推進課	088-622-6132
香川県	香川農政事務所 農政推進課	087-831-8151
愛媛県	愛媛農政事務所 農政推進課	089-932-1189
高知県	高知農政事務所 農政推進課	088-872-0514
福岡県	福岡農政事務所 農政推進課	092-282-9966
佐賀県	佐賀農政事務所 農政推進課	0952-23-3136
長崎県	長崎農政事務所 農政推進課	095-845-7123
熊本県	九州農政局 戸別所得補償制度推進チーム	096-211-9482
大分県	大分農政事務所 農政推進課	097-532-6134
宮崎県	宮崎農政事務所 農政推進課	0985-22-3184
鹿児島県	鹿児島農政事務所 農政推進課	099-226-8590
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや戸別所得補償制度に関するお問い合わせは、

●農林水産省経営局 経営政策課経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502)

お気軽に、無料電話相談

(フリーダイヤル) サア ミナハイロー

0120-38-3786

受付時間:平日9:00~17:00 自動的にお住まいの農政局、農政事務所に繋がります。

ご注意:携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの農政局、農政事務所(上記一覧表のとおり)、地域農業再生協議会(市町村、JA等)までお気軽にご連絡ください。

※ 農業者戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、ホームページで
ご覧になれます。

戸別所得補償

検索